

補助金額等一覧 目次

資料名	頁
地区公民館建設費・修繕費補助金、自治会公民館等新增改築補修等事業補助金	1
休日・夜間急患診療所従事者等単価	3
私立幼稚園就園（奨励）費補助金額一覧	4

地区公民館建設費・修繕費補助金、自治会公民館等新增改築補修等事業補助金

○小田原市

	項 目	内 容
1	地区公民館 修繕費補助金	<p>地区公民館の建物修繕に対する補助金</p> <p>○補助対象：50万円から300万円の修繕費 (300万円を超える場合は300万円とする)</p> <p>○補助金額：修繕費の30%を上限として市長が定める額</p>
2	地区公民館 建設費補助金	<p>地区公民館の新築・増築等に対する補助金</p> <p>○主体構造によって単価が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造 @120,000円×基準面積×30%を上限として市長が定める額 ・鉄骨造 @130,000円×基準面積×30%を上限として市長が定める額 ・鉄筋コンクリート造 @150,000円×基準面積×30%を上限として市長が定める額 <p>※ ただし、補助金支給対象事業費の30%にあたる金額のほうが、前述の基準によって算出された金額よりも低い場合は、補助金支給対象事業費の30%を上限として市長が定める額</p> <p>○基準面積とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100世帯まで、110㎡ ・100世帯を超える場合は、1世帯増すごとに0.25㎡を加える

地区公民館建設費・修繕費補助金、自治会公民館等新增改築補修等事業補助金

○南足柄市

	補助金名	内 容
1	自治会公民館等新增改築、補修等事業補助金	<p>自治会公民館の新築、増築、改築、補修等の請負工事又は耐震診断等に対する補助金（全自治会対象：34自治会中要望自治会）</p> <p>○新增改築 工事費の2分の1の額（50%補助） （限度額 1,500万円又はコミュニティ助成事業決定額）</p> <p>○その他の工事 工事費の10分の3の額（30%補助） （工事費3万円以上が対象、限度額200万円）</p> <p>○耐震診断 工事費の2分の1の額（50%補助） （限度額 木造5万円、鉄筋コンクリート造 50万円）</p> <p>○耐震診断結果に基づく耐震改修工事 工事費の10分の3の額（30%補助） （限度額 500万円）</p>

休日・夜間急患診療所従事者等単価

○小田原市

休日・夜間急患診療所

(円)

		医師	看護師	事務員・事務管理費
昼間	日曜日・祝日	69,635	12,350	10,260
	連休日	69,635	12,350	10,260
	年末年始	104,452	18,525	15,390
	管理人件費			2,323,320
夜間	平日	60,169	10,587	8,866
	土曜日	80,226	14,117	11,835
	日曜日・祝日	86,768	15,278	12,739
	連休日	86,768	15,278	12,739
	年末年始	130,152	22,917	19,108
	交通費	2,660	2,660	2,660
	管理人件費			3,675,915
事務管理費				2,129,710

休日急患歯科診療所

(円)

		歯科医師	歯科衛生士	事務管理費
昼間	日曜日・祝日	69,635	12,350	
	連休日	69,635	12,350	
	年末年始	104,452	18,525	
	5月連休日	69,635	12,350	
事務管理費				2,323,320

休日夜間急患薬局

(円)

		薬剤師		事務員・事務管理費
昼間	日曜日・祝日	32,680		10,260
	連休日	32,680		10,260
	年末年始	49,020		15,390
夜間	平日	31,350		
	土曜日	41,800		
	日曜日・祝日	45,125		
	連休日	45,125		
	年末年始	67,687		
	交通費	2,660		
事務管理費				580,830

私立幼稚園就園（奨励）費補助金額一覧

○小田原市

平成28年度補助金額一覧（年額）

※ 市民税は住宅ローン控除の適用前を基準とする。

区分	補助の基準	園児の区分	補助限度額（年額） （1年間に支払う入園料・保育料を限度とします。）		
			同一世帯内で兄・姉が <u>いない</u> 世帯	同一世帯内で兄・姉が <u>いる</u> 世帯	
A	生活保護を受けている世帯		園児1人につき 308,000円		
B-1		※ひとり親世帯等の場合	園児1人につき 308,000円		
B-2	平成28年度の市民税が非課税の世帯、または市民税の所得割が非課税（均等割のみ課税）の世帯	上記以外の世帯	園児1人目	272,000円	290,000円
			園児2人目	290,000円	308,000円
			園児3人目以降	308,000円	308,000円
C-1		※ひとり親世帯等の場合	園児1人目	217,000円	308,000円
			園児2人目以降	園児1人につき 308,000円	
C-2	平成28年度の市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	上記以外の世帯	園児1人目	115,200円	211,000円
			園児2人目	211,000円	308,000円
			園児3人目以降	308,000円	308,000円

※1 ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯。

※2 同一世帯内で兄・姉が2人以上いる場合は、園児1人目が園児2人目の補助額となる。

区分	補助の基準	園児の区分	小1～3年生の兄・姉が <u>いない</u> 世帯	小1～3年生の兄・姉が <u>いる</u> 世帯
			D	平成28年度の市民税の所得割額が211,200円以下の世帯
園児2人目	185,000円	308,000円		
園児3人目以降	308,000円	308,000円		
E	上記区分以外の世帯	園児1人目	—	154,000円
		園児2人目	154,000円	308,000円
		園児3人目以降	308,000円	308,000円

※ 同一世帯内で小学校1～3年生の兄・姉が2人以上いる場合、園児1人目が園児2人目の補助額となる。

私立幼稚園就園（奨励）費補助金額一覧

○南足柄市

階層区分		補助金限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護を受けている世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
B	A階層を除き、市町村民税が非課税となる世帯	272,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）	290,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）	308,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）
C	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）	290,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）	308,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）
D	A階層、B階層及びC階層を除き、市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200 円 （ひとり親世帯等の場合は 217,000 円）	211,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）	308,000 円 （ひとり親世帯等の場合は 308,000 円）
E	A階層、B階層、C階層及びD階層を除き、市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
F	A階層、B階層、C階層、D階層及びE階層を除く世帯	0 円	154,000 円	308,000 円